

紋別市営住宅及び借上げ公営住宅入居者募集要項

市営住宅及び借上げ公営住宅に入居している方が退去し、住宅に空きが生じた場合の入居者を募集いたします。

なお、申込みについては収入や資格等に条件がありますので、それを満たしていない場合や、申込書及び添付書類に不備がある場合には受付できないことがありますのでご注意ください。

1. 申込み資格

申込者は、次の条件を備えていなければなりません。

イ. 市内に住所または勤務先があり、住宅にお困りの方

ロ. 現在、同居又は同居しようとする親族(内縁関係にある方、婚約者を含む)がいる方。

※ 婚姻予定者については、申込みから6ヶ月以内、入居後は3ヶ月以内に婚姻を証明出来ること

ハ. 単身の方は、高齢者(申込時点で満60才以上である方)、又は身体障害者(1～4級)、精神障害者、知的障害者の方、(等級の程度により、同居者がいなくても認められます。)生活保護受給者の方。単身の方が申し込み出来る住宅は、上渚滑5丁目、上渚滑11丁目、渚滑6丁目(2DK)、落石1丁目(2DK、2LDK)、落石5丁目(3DK)、緑(2DK)、大山(2DK)、オーシャンビュー(2DK、2LDK-A)、アルモニー(2LDK-B)です。

ただし、上渚滑5丁目団地及び上渚滑11丁目団地については若年単身者でも入居が可能です。

ニ. 所得が基準以下である。

ホ. 市税に滞納がない。

ヘ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員で無い方。また、紋別警察署への照会に同意できる方。

※ 女性並びに70歳以上の男性及び18歳未満の男性は調査対象外です

※ 駐車場は原則1戸につき1台分のみとなります。

その他、次のような方は申込みできませんのでご注意ください。

* 現在、持ち家のある方。

* 犬、猫、ハト等の動物を飼っている方。

* 団地内で円満な共同生活ができない方。

* 単身入居者の方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができない方。

2. 入居資格収入基準早見表

イ. 給与所得者が1人の年間総収入金額

	収入基準 (円)	申込みができる年間総収入金額(円)				
		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
一般世帯	158,000 以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下
裁量世帯	214,000 以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下

※ 世帯に収入者が2名以上いる場合及び給与収入者以外の場合は適用できません。

※ 裁量世帯とは、高齢者世帯や障害者、未就学児のいる世帯をいいます。

ロ. 事業所得の場合

事業所得(必要経費を差し引いた額)から同居親族1人につき38万円を控除した額を12ヶ月で除した金額が次の額であること。

{一般世帯～158,000円以下／裁量世帯～214,000円以下}

3. 必要書類

イ. 紋別市営住宅入居申込書

ロ. 収入の金額を証明する書類

- ① 給与所得の方～市役所税務課市民税係発行の所得証明書(源泉徴収票の写しでも可)
1月2日以降職場が変わった方は給与証明書
- ② 年金、恩給所得の方～源泉徴収票、支払通知書等
- ③ 事業所得の方～市役所税務課市民税係発行の所得証明書(確定申告書の写しでも可)
- ④ 生活保護受給者の方～市役所社会福祉課保護係発行の生活保護受給証明書
- ⑤ その他～必要な書類を別途指示しますので、ご相談願います。

ハ. 納税証明書～市役所税務課納税係発行の納税証明書または非課税証明書

ニ. 婚姻予定者～婚姻予定証明書

ホ. 住民票の謄本～市役所市民課市民係発行

ヘ. 紋別市公営住宅抽選カード(入居申込書受理証明書)

※マイナンバー(個人番号)を記載すると、添付書類を省略できるものがあります。

4. 住み替え

現在、公営住宅に入居しており、かつ入居者資格のある方で、次のいずれかに該当する場合は、他の公営住宅に入居申込みすることができます。

イ. 収入の変動により、現在入居している住宅より他の公営住宅への入居を希望する場合

ロ. 世帯構成の異動により、他の公営住宅に入居を希望する場合

ハ. 家族の方で疾病、高齢者及び身体障害者により階段の昇降が著しく困難となったことにより、1階部分の住宅を希望する場合(医師の証明等必要)

ニ. 家族の方で傷病によりおおむね6ヶ月以上の通院を必要とし、かつ通院に時間を要することが治療に支障をきたすため、通院に便利な住宅を希望する場合

ホ. その他

5. 受付

時間 午前8時45分～午後5時30分 月曜日～金曜日(祝日を除く)

場所 紋別市役所 都市建築課 住宅管理担当(4階)

上渚滑支所・渚滑出張所

問い合わせ先:紋別市建設部都市建築課住宅管理担当 TEL 24-2111(内線370・395・433)

令和2年4月1日 作成

公営住宅とは:

公営住宅法第1条において、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する(抜粋)」とあるように、低収入に応じた低家賃となり所得制限があります。

また、申込に当たっても諸条件や入居の際に抽選を行うことがあるなど、民間の賃貸住宅とは、性質上異なりますので、あらかじめご了承ください。

当市におきましては、毎年4月、10月に定期募集を行い、希望する団地の空室有無にかかわらず、定期募集期間中に申込をしていただき、抽選結果で申込者に順番をつけ、既空室や次回抽選までに空き室が出た場合にその順番から申込者に空室を紹介していきます。

また、定期募集以外の期間でも、随時募集として申込はできますが、その場合は定期募集申込者順番の最後になります。